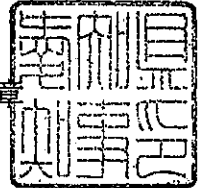




26 自環第 488-1 号
平成 27 年 1 月 15 日

愛知県環境審議会
会長 青木 清 様

愛知県知事 大村 秀章



第 1 1 次鳥獣保護事業計画の変更について（諮問）

このことについて、別添のとおり第 11 次鳥獣保護管理事業計画（変更）（案）を作成しました。

つきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 4 条第 4 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

連絡先 環境部自然環境課
野生生物・鳥獣グループ
電 話 052-954-6230 (ダイヤルイン)
F A X 052-963-3526

(説明)

平成26年5月30日に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が公布され、この法律は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「改正法」という。）として、平成27年5月29日に施行されます。

鳥獣保護管理事業計画は、改正法第4条第1項の規定に則して、改正法第3条第1項の規定により環境大臣が定める鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に則して、都道府県知事が定めるとされています。

この計画は、鳥獣保護区の指定や農林業等に被害を及ぼす鳥獣の保護管理に関する事項等について定めるものであり、現行計画（第11次鳥獣保護事業計画）は改正法の施行日である平成27年5月29日に効力を失うため、改正法に基づく鳥獣保護管理事業計画（第11次鳥獣保護管理事業計画）に変更する必要があります。

については、現行の第11次鳥獣保護事業計画を別添のとおり変更したいので、貴審議会の意見を伺うものです。